中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン

情報セキュリティ基本方針

小浜商工会議所（以下、当所）は、当所の情報資産を事故・災害・犯罪などの脅威から守り、会員事業所ならびに社会の信頼に応えるべく、以下の方針に基づき全社で情報セキュリティに取り組みます。

1. 事務局長の責任

当所は、事務局長主導で組織的かつ継続的に情報セキュリティの改善・向上に努めます。

2. 所内体制の整備

当所は、情報セキュリティの維持及び改善のために組織を設置し、情報セキュリティ対策を所内の正式な規則として定めます。

3. 職員の取組み

当所の職員は、情報セキュリティのために必要とされる知識、技術を習得し、情報セキュリティへの取り組みを確かなものにします。

4. 法令及び契約上の要求事項の遵守

当所は、情報セキュリティに関わる法令、規制、規範、契約上の義務を遵守するとともに、会員事業所ならびに社会の期待に応えます。

5. 違反及び事故への対応

当所は、情報セキュリティに関わる法令違反、契約違反及び事故が発生した場合には適切に対処し、再発防止に努めます。

制定日:2026 年 11 月 10 日

小浜商工会議所

事務局長　松井 秀勝